

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

なお、御指摘の一括交付金化については、

- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、
- ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、
- ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・計画策定の主体は市町村であり、都道府県が交付事務を行っても、市町村の自主性や主体性が損なわれることはない。
- ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたとうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。)

なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	915	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとなっている。

このことから市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。)

なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4 【農林水産省】

(12) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	757	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改革の必要性】

都市と農山漁村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えるのか疑問である。

【改正による効果】

そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。

御指摘の一括交付金化については、

- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、
- ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、
- ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。
- ・都道府県が主体となっても、全国への適切な情報提供は可能である。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

本交付金を国が直接交付するのは、御指摘の「全国への適切な情報提供」のみならず、前回回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(18)都市農村共生・対流総合対策交付金

国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	918	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

しかし、県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本交付金を国が直接交付するのは、前回回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【農林水産省】

(18)都市農村共生・対流総合対策交付金

国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	758	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改正の必要性・効果】

都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。

また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

【支障事例】

都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法手続を、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国の動向を見て今後の対応を検討する。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	917	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加しており、都市及びその近接地域において、都市農業の振興・都市農地の保全のための取組及びこれに付随する簡易な施設の整備や「農」と関わるための施設、地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設等を整備するものである。

そこで、県や市町村の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施することが可能となる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

なお、都市農業施策に関わる事業は重要であり継続を願いたい。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいと、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	759	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。

【支障事例】

本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。

野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につながっていない。(本県の野菜作付面積:H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha))

【制度改正の必要性・効果】

現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。

地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。

また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な麦、大豆、飼料作物等の戦略作物に対する支援(戦略作物助成)に加え、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組み(交付については、戦略作物助成、産地交付金ともに国から農業者に直接交付する仕組み)を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されています(H25:539億円→H26:804億円)ので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。

麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があり、対応は困難であるところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査・運用が可能である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

前回お答えしましたように、水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な戦略作物に対する支援に加え、地域が取組内容・単価を設定できる産地交付金の仕組みを設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されていますので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。

麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があります。

このため、ご提案の実現は困難であるところですが、都道府県への情報提供を通じて、都道府県との施策連携を密に図ってまいります。

なお、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、その人員の確保等が難しいため、移譲しないでほしいといった声も聞こえているところであり、このような意見も十分踏まえる必要があると考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】
(14)水田活用の直接支払交付金
国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、当該都道府県の水田フル活用ビジョンを踏まえて事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。

【制度改正の必要性】
米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。

【改正による効果】
これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稲作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。
(平成29年度までの時限措置)

根拠法令等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

米の直接支払交付金については、米は諸外国との生産条件の格差から生じる不利はなく、また、潜在的な生産力が需要量を上回っているなど政策的な問題があったため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において廃止を決定したところです。平成26年産米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年産まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業者等がいたための激変緩和措置です。

このため、米の直接支払交付金について、新たに交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みとすることは、激変緩和措置としての本交付金の性質からして適当ではありません。

また、米の直接支払交付金は、全国一律の単価とすることにより、コスト削減等に取り組む地域においては努力に応じて所得が向上する仕組みがとられているが、仮に、地域別の単価を設定することとした場合には、コスト削減等の努力をしない地域が、努力をした地域よりも多くの交付金を得ることにもなりかねず、逆に不公平になると考えられます。

なお、傾斜地などの条件不利地に対しては、水稻に限らず、水田・畑地を対象とした中山間地域等直接支払を行っているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

米の直接支払交付金は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、平成30年産から廃止することとされています。このような中で、平成26年産米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年産まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業の担い手等がいたため、4年間限りの激変緩和措置です。

このため、提案内容のように、本制度の廃止までの間、都道府県が交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みにすることは、政府が決定した激変緩和措置を変更し、この激変緩和措置を前提に経営の計画を立てている農業の担い手に対し、再度の経営計画の変更を余儀なくさせるものとなるため、激変緩和措置の趣旨が実現できなくなることから、適当ではありません。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	761	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。

【制度改正の必要性】

都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。

【支障事例】

具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会」(事務局:洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)パソナ等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行っていれば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。

根拠法令等

日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。

なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。

この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を採択する仕組みとしており、都道府県に交付事務を移譲することは困難と考えます。

また、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(17)食のモデル地域育成事業

国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	919	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。
また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。

なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業は、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力を再発見し、全国に発信することを通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることを目的に、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組等を、日本の食魅力再発見・利用促進事業により一体的かつ総合的に推進するものである。また、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としている。

同趣旨の地産地消の取組は県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消、事務の軽減になるとともに、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。

この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を採択する仕組みとしており、都道府県に交付事務を移譲することは困難と考えます。

また、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【農林水産省】

(17)食のモデル地域育成事業

国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	913	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農業基盤整備促進事業実施要綱

農業基盤整備促進事業は、我が国農業の競争力を強化するために、担い手への農地集積や農業の高付加価値化を推進するという国の政策目標を達成するための事業であり、財源・権限を都道府県に移譲することはできない。

なお、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図るため、採択申請は都道府県経由としているが、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情に応じ迅速かつきめ細やかに農地や農業水利施設等の整備に対して補助する制度である。そのため、市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。

今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

農業基盤整備促進事業は、国の政策目標を達成するために行っているものであり、財源・権限を都道府県へ移譲することはできない。

各実施地区について、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図る必要があるため、採択申請については都道府県経由としているところであり、都道府県においては、採択申請時に各事業との調整が可能である。なお、本事業は都道府県も事業実施主体となることが可能であり、地域の実情に応じて適切に実施願いたい。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。)

また、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能としている。これは、事業の内容に応じてどちらの交付方法も希望する都道府県があることを踏まえた措置であり、地域の実情に応じた制度になっている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(16)農業基盤整備促進事業

平成26年2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合においても、都道府県経由で国に申請を行うよう採択申請を一本化したところであり、交付方法についても都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能であることを、地方公共団体に周知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	914	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。

根拠法令等

環境保全型農業直接支援対策実施要綱

環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。

このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直すこととしています。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が1つになることと等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。

なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申請できるものとなっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当該交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定していることから、県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

前回お答えしたように、環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。

このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直すこととしています。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が1つになることと等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。

なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申請できるものとなっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。

4【農林水産省】

(15)環境保全型農業直接支払交付金

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平26法78)に基づき、国から農業者等へ直接交付する仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の組織する団体等に交付する仕組みに見直す。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	922	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

永年性作物であり、隔年結果等により需給バランスが崩れやすい果樹については、中長期的な需給見通しに即した生産振興を図るとともに、全国的な需給動向に即した計画的な生産・出荷体制を確保することが必要であることから、果樹農業振興特別措置法(果振法)に基づき、国は「果樹農業振興基本方針」を定めるとともに、その推進を図るため、果樹経営支援対策事業を実施してきたところです。

このため、本事業については、需給調整対策をはじめとして、全国各地の果樹の生産や需給を的確に把握しつつ、全国一律のルールの下で実施する必要があることから、国の事業として行うこととしています。

なお、本事業については、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施しているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業は、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施している。

そのため、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となるため、県へ財源・権限を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

本事業の執行に際しては、各地域協議会が作成した事業実施計画について、果振法に基づき都道府県段階に設立された法人が取りまとめの上で都道府県知事に協議を行い、その承認を受けることとしています。

また、産地協議会が「果樹産地構造改革計画」を策定する際は、都道府県知事に協議を行い、当該県の「果樹農業振興計画」に沿った内容であるか等の点からの審査・承認を受けることとしています。

なお、本事業については、改植・未収益期間に対する支援を定額助成とするとともに、申請期間を年3回設定するなど、産地の要望に応じた事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用に努めてきたところです。

このように、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	923	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

茶改植等支援事業については、お茶の振興に関する法律(平成23年法律第21号)の制定とともに措置された事業であり、国内の茶の需要拡大や輸出拡大の取組と密接な関係があることから、国の助言・指導等が直接的に可能となる直採事業として設計されたものです。

茶については、産地が特定の地域に存在しており、産地ごとの規模も大きく異なることから、その事業量については、年度ごと、地域ごとに大きく変動します。

全国の産地が、基本方針の下で一体となって茶の生産振興を図るためには、国が産地間・年度間調整をしながら事業を実施することが、効果的かつ効率的であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当事業の支援対象者は、茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれることになっている。

そこで、産地に近く、茶の生産の実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

都道府県との施策連携を密に図るため、事業実施主体決定時において、都道府県に情報提供を行うよう要綱等を改正します。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(11)茶改植等支援事業

国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	773	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なりサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点についてはご別紙を参照されたい。

4【農林水産省】

(7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管)

特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	974	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なりサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

〔再掲〕

4 【農林水産省】

(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管)

特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	978	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について統合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:74,371者、自主回収認定業者:70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及

び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。
仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4 【農林水産省】

(7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管)

特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)
事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、公表、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

根拠法令等

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

4【農林水産省】

(8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基

づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。
仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4【農林水産省】

(8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	979	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。

各府省からの第2次回答

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、

国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。
これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。
仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕
4【農林水産省】
(8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)
食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 776 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境・衛生

提案事項(事項名) 資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲

提案団体 兵庫県、徳島県

制度の所管・関係府省
経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)
事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。

なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○資源の有効な利用の促進に関する法律の理念

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。

具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

仮に、権限を委譲した場合の実務上の問題点については別紙をご参照されたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(6)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整
農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱

本制度は、中小企業の経営の向上や農林漁業経営の改善により国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。

都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。

また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないかと。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

地方経済産業局及び地方農政局は、国の出先機関であり、全国的視点をもって対応しているところ。

また、前回記載したとおり、認定件数が年間0件の都道府県が多数存在するが、事務量の多少にかかわらず執行体制の整備が必要となり、都道府県の執行は極めて非効率であり、引き続き国が執行することが妥当である。

さらに、採択の基準を明確にしたとしても、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけるのが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4 【農林水産省】

(9) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管)

- (i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。
- (ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	851	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。

全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。

認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。

認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。

(参考)

認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)

愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件

年度別 農商工等連携事業認定数
H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)

農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。

県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っているところ。

また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するようご検討頂きたい。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

各府省からの第2次回答

地域レベルでは、御指摘のとおり農商工連携ファンドの活用等による支援が行われていると承知しており、全国レベルでのモデル的事業の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と底上げが図られていると認識。

なお、当該ファンドは、地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援するために組成されたものであり、本趣旨に則り、各都道府県の創意工夫により事業設計がなされているものと認識しており、引き続き当該ファンド事業と国の事業との連携を図ってまいりたい。

さらに、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4【農林水産省】

(9) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管)

(i) 農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。

(ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	982	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

農工商等連携促進法による事業計画の認定業務
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務
について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を初めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと史料されるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。

また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。

さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること。

都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

前回記載した理由に加え、農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでのモデル的事业を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。

さらに、直近5年間で平均1/4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考えます。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

4【農林水産省】

(9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管)

(i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された

当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。

(ii) 農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	368	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の移譲の受け入れが困難である旨示されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。

本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものとする。

全国知事会からの意見

・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討すべきである。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものを。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。

2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。

3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となる。

4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。

5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に関わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。
6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(5)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)

特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。